

令和8年度喜来ポンプ場No.3雨水細目スクリーン改修工事

特記仕様書

吉野川市水道部下水道課

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 一般事項.....	1
第2章 工事施工.....	6
第1節 共通事項.....	6
第2節 据付工事.....	6
第3節 撤去工事.....	6
第4節 そ の 他.....	6
第3章 そ の 他.....	7
第1節 地元対策.....	7
第2節 周辺環境対策.....	7
第3節 安全対策.....	7
第4章 機器仕様.....	8
第1節 一般事項.....	8
第2節 細目用機械スクリーン設備.....	8
第3節 改修対象機器・部品.....	8
第4節 参考図.....	9
第5節 工場検査.....	9
第6節 処分機器数量.....	9
第7節 制約事項.....	9
第8節 備考.....	9

第1章 総則

第1節 一般事項

1 適用範囲

本工事は、契約書、設計書（本特記仕様書、設計図面）、機械設備工事一般仕様書、電気設備工事一般仕様書・同標準図等により施工する。

本特記仕様書は、令和8年度喜来ポンプ場No.3雨水細目スクリーン改修工事に適用する。

2 工事名称

令和8年度喜来ポンプ場No.3雨水細目スクリーン改修工事

3 施設概要

(1) 施設名称	: 吉野川市喜来ポンプ場（雨水）
(2) 施設位置	: 徳島県吉野川市鴨島町喜来乙
(3) 排水面積	: 113.9ha
(4) 排除方式	: ポンプ排水
(5) 排水先	: 江川
(6) 計画値	: 雨量 8.622m ³ /秒、降雨強度 60mm/時 設計ポンプ能力 6.23m ³ /秒（流集時間42分を考慮）
(7) 施設	
供用開始	平成2年4月
沈砂池	3区画
ポンプ	口径800mm 1.5m ³ /秒（電動機） 1台 口径1000mm 2.17m ³ /秒（エンジン） 3台 合計能力 約8.0m ³ /秒

4 工事概要

沈砂池に設置されているNo.3細目用機械スクリーンの改修を行うものである。

5 工事範囲

本工事の範囲は、各機器・部品の設計、製作、据付、動作確認及びこれらに関連する一切のものとする。

契約書、設計図面及び本仕様書に記載なき事項についても、構造若しくは機能上又は製作若しくは据付上、当然必要と認められる事項については、受注者の負担で処理するものとする。

6 材料（機器・部品）

機器の設置にあたっては、据付前に材料使用承諾願を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。また、既存施設を損傷しないよう最新の注意をはらい、監督員の指示の基に作業を行うこと。

7 法令、条令等の適用、諸官庁への手続き

この工事に関係のある法令、条令等はよくこれを遵守し、関係諸官庁、電力会社、通信事業者等に対する必要な届出、手続き等は請負人がこれを代行する。又、関係諸機関と常に密接な連絡を保ち、使用開始に支障のないようにすること。

請負金額500万以上の工事については、工事の受注・変更及び完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、工事監督員に確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターに「CORINS登録」（受注・変更・完成等から14日以内）を行うとともに、「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出しなければならない

8 準拠規格

本設備に使用する機器の製作、据付及び工事施工にあたっては、下記の諸規格、基準、規則等に準拠するものとする。ただし、特に指定のある場所はこの限りではない。

- （１）日本工業規格（JIS）
- （２）日本電気工業会標準規格（JEM）
- （３）日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- （４）労働基準法
- （５）労働安全衛生法
- （６）建設業法
- （７）公害対策基本法
- （８）水質汚濁防止法
- （９）大気汚染防止法
- （１０）悪臭防止法
- （１１）下水道法
- （１２）電気事業法
- （１３）道路交通法
- （１４）騒音規制法
- （１５）その他関係法規、規定、法令等

9 施工工程表

着工に先立ち実施工程表を作成し、監督員の承認を受けなければならない。なお、実施工程に変更の必要が生じたときは、速やかに監督員に申請し、承認を受けること。

10 承認図の提出

契約後、速やかに本仕様書及び図面に基づいて、設計製作に関し詳細なる打ち合わせをすること。技術的打ち合わせの結果、本工事で使用する機器・部品及び施工方法について外形図、配線図使用等を記した承認図を作成し、提出すること。

なお、承認図により本市の承認を受け、その後製作に着手しなければならない。

11 その他提出書類

請負人は市の指定する書類を工事着手前、工事中、工事完成後に市指定の様式で提出するものとする。

12 届出

この工事契約後、14日以内に請負人は工事責任者及び工事現場代理人を定めて監督員に届出しなければならない。

13 変更及び軽微な変更

- (1) 本工事の施工上必要とあれば、実施工事図を提出して監督員の承認を得て変更することができる。ただし、これは本仕様書及び設計図の範囲内とする。
- (2) 工事施工中に構造物・機械設備等の関係で生ずる器具の位置、配管路の軽微な変更は請負金額の変更対象とはしない。

14 機器材料の検査

本工事で使用する機器、材料等の検査は工事着手前に監督員の検査を受けること。

15 施工

- (1) 本工事は、本仕様書及び設計図面に示された機能を完全に発揮させるよう施工するものとする。

なお、本仕様書及び設計図に明記されていなくても、法規上又は目的とする機能を確保するために当然必要となる事項は請負人の責任において施工するものとする。
- (2) 請負人は、本仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、市の監督員と協議し、監督員の決定に従わなければならない。
- (3) 請負人は工事施工上必要に応じて機器の据付位置、据付方法、配線等を記した施工図を提出し、市の承認を受けた後、施工しなければならない。
- (4) 工事施工の際は、建物その他を棄損しないように注意し、棄損した場合は監督員の指示に従い、速やかに復旧しなければならない。また、工事施工上必要な壁や床等の穿孔については、構造物の強度が減少することがないように最小限にとどめ、同一材料により完全に復旧するものとする。

- (5) 工事施工にあたって、他の工事に影響を与える恐れがある場合は、監督員の指示に従い、各工事請負人との間で十分協議し、各々の工事に支障のないようにしなければならない。

16 安全衛生管理

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、災害防止に万全の対策を講じ、安全責任を定めて管理しなければならない。

17 試験調整

現場据付工事完了後、監督員の立会いのもとに各機器設備の単体試験及び組合せ試験を行い、設備全般の機能が完全に発揮できるように調整しなければならない。

18 竣工検査及び受渡し

- (1) 本工事の完成にあたっては、関係官公庁、電力会社、通信事業者等の検査を終了し、合格後に本市の竣工検査を行う。

なお、竣工検査には機器及びその他の試験成績表を提出するものとする。

- (2) 竣工検査において指摘された事項については速やかに改善し、再度検査を受けるものとする。

本工事の受渡しは、立会検査及び竣工検査に合格後とする。

19 材料保管

本工事竣工までの機器、材料の保管は請負人の責任とする。

20 保証期間

本施設の保証期間は、正式引き渡しの日より2年間とする。

但し、監督員と請負人が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

保証期間中に生じた設計、施工、材質及び構造上の欠陥による全ての破損並びに故障等は請負人の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行わなければならない。

但し、監督員の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

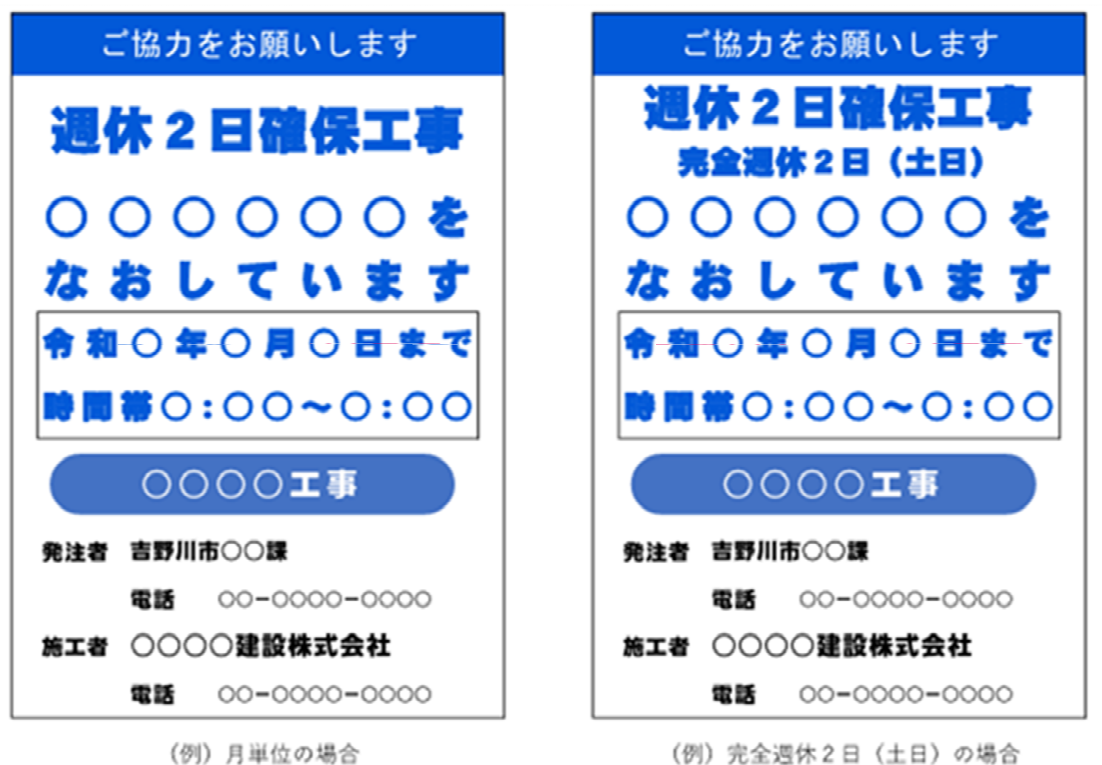
21 週休2日確保工事

- (1) 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- (2) 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- (3) 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領：

吉野川市ホームページ <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2022051000028/>



22 完成図書

請負人は工事完了後、下記の図書を整備し提出すること。

- (1) 完成図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 取扱説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 維持管理に必要な運転要領書・・・・・・・・ 1部
- (4) 工事写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 各種機器試験成績表・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (6) 保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (7) 施工に伴う試験成績書、測定結果表・・・・ 1式
- (8) 諸官庁ほか提出書類写し・・・・・・・・・・ 1式
- (9) その他市の指定するもの・・・・・・・・・・ 1式

第2章 工事施工

第1節 共通事項

- 1 本工事の施工に当たっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規程、基準に準拠し、責任をもって施工しなければならない。さらに、作業の安全、通行人等、第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。
- 2 機器の搬出入、据付及び撤去の際は、機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
- 3 現場施工は、監督員と調整の上、本施設の運用にできるだけ影響を与えないよう行うこと。工事期間中であっても施設の運用を優先することがあるので、突然の運用に対応できる体制を整えること。
- 4 工事の竣工後、施設の引渡し完了までの機器、材料の保管責任は、受注者にあるものとする。
- 5 本工事において、搬出入等のために仮設、仮撤去等をした場合は、施工後、現状に復旧すること。

第2節 据付工事

- 1 機器の据付の詳細については、施工図を提出の上、監督員の指示を受けること。
- 2 図面表記の名称、寸法等については変更する場合があります、発注者との協議後、提出される承諾図において決定する。

また、関連施設の十分な現地調査、検討を行い、既設設備と適切な保護協調を取り、維持管理が経済的に行え、清掃、点検、調整及び修繕が容易であり、かつ、これらに際して危険のない構造とすること。

第3節 撤去工事

- 1 機器解体撤去に先立ち、撤去機器の確認を監督員の立会いの下、実施すること。
- 2 撤去工事等において発生した産業廃棄物については、処分業の許可を受けた業者で適切に処分するものとし、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを監督員に提示すること。

また、実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成13年6月）」等を遵守しなければならない。

第4節 その他

- 1 竣工検査前であっても、適切な手続の後に設備を使用する場合があります、この場合、受注者は協力をしなければならない。

第3章 その他

第1節 地元対策

- 1 請負者は本工事に対する地元住民の意識を十分に把握し、関係住民・団体等に対してトラブルが生じないよう下部組織に至るまで指導を徹底しなければならない。また、請負者及び下部組織が問題を引き起こした場合、請負者の責任において解決しなければならない。
- 2 請負者はトラブルが起こった場合は早急に対処し、後日問題が残らないよう最大の努力を払わなければならない。このトラブルの原因が請負者にある場合は、全て請負者の責において対処すること。
- 3 工事近辺の商店、会社等人の出入りが多いところは、その営業に悪影響を及ぼさないよう工事を行うこと。また、駐車場や車両の出入りの多い所の通行止を行う場合、事前に所有者の了承を得るようにすること。

第2節 周辺環境対策

- 1 重機の稼働、ダンプトラックの運搬及びポンプ類の運転等には極力、騒音、振動の発生がないようその防止に努めなければならない。
- 2 騒音、振動、砂塵等については、地元住民とのトラブルが起きないように請負者は使用機器の選定及び防音設備、清掃等に最大の努力を払うこと。なお、これらの費用は請負者の負担で行うこと。

第3節 安全対策

- 1 工事現場において、安全に関する巡視、点検、連絡、調査等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行い、安全確保に努めなければならない。
- 2 重機の休止時は、制動及び地盤の傾斜等に注意すると共に、交通に支障がないよう努めること。
- 3 工事中における緊急活動を円滑にするため、事前に各関係機関への連絡体制を工事関係者に周知徹底させておくとともに系統図を貼付すること。
- 4 工事区域と一般住民の通行区域とはできる限り隔離するように努め、住民の安全には万全を期すこと。

第4章 機器仕様

第1節 一般事項

本工事は沈砂池に設置されている No.3 細目用機械スクリーンの改修を行うものである。

1 設備機器

(1) No.3 細目用機械スクリーン

2 工事範囲

(1) 機器・部品据え付け及び試験調整

No.3 細目用機械スクリーンの改修に伴う現地試験調整を実施する。

(2) 各機器間の動力制御・計装配線工事

(3) 既設機器撤去及び配線撤去工事

(4) その他上記に伴う諸工事

第2節 細目用機械スクリーン設備

1 既設 No.3 雨水細目スクリーン仕様

(1) 製造元：前澤工業(株)製

(2) 形式：単一レーキ式自動除塵機、PW-222

(3) 池寸法：水路幅 4,000mm*深さ 4,100mm

(4) スクリーン：目幅 25mm、取付角度 75°

(5) 掻揚速度：約 7m/min

(6) 駆動装置：電動機直結型減速機、KB-63-80-2.2MS2、i=1/81.7、2.2kw*2、4P、
200V、60Hz、内蔵形電磁ブレーキ付

(7) 安全装置：過負荷安全装置付

第3節 改修対象機器・部品

機器・部品名称	数量	単位
電動機直結型減速機(上記同等品)	2	基
専用キャプタイヤケーブル(2PNCT,2sq*16c)	14	m
水中端子箱(FC300)	1	個
終点リミットスイッチ(WLCA12-2RP139)	1	個
過負荷リミットスイッチ(WLCA2-2RP139,ケーブル処理込)	1	個
メッセンジャーワイヤー(φ5,ケーブルガイド込)	7.5	m
ターミナルユニット(端子台)	1	式
その他必要なもの	1	式

第 4 節 参考図
別添図面

第 5 節 工場検査
社内検査

第 6 節 処分機器数量
上記改修対象機器・部品と同様

第 7 節 制約事項

- (1) 既設細目スクリーンに適切に設置できること。
- (2) 国内メーカー品であること。
- (3) 国内での使用実績があり、同等品における十分な稼働実績があるもの。

第 8 節 備考

図面・仕様書等を含めて、既設機器メーカーや特定メーカーを指定しているわけではないため、使用機器及び部品については必要な能力が発揮できるように精査すること。